

多量・準多量排出事業者による処理計画書・実施状況報告書

作成及び提出のてびき

1 根拠法令

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000 t以上及び前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50 t以上である事業場を設置している事業者を【多量排出事業者】と規定し、処理計画書を作成のうえ6月30日までに都道府県知事に提出することを求めています。

また、計画書を提出した事業者は、当該計画書の実施状況について翌年度の6月30日までに報告しなければなりません。

さらに、岩手県の「循環型地域社会の形成に関する条例」では、多量排出事業者の考え方にに基づき、事業活動に伴い前年度の産業廃棄物の発生量が500 t以上1,000 t未満である事業場を設置している事業者を【準多量排出者】と規定し、多量排出者と同様に計画書及び報告書の提出を求めています。

2 対象者及び様式

報告対象者	提出が必要となる報告書の種類 (報告書の様式番号)
(1) 産業廃棄物の多量排出事業者 産業廃棄物の発生量が1,000 t以上である事業所を設置している事業者	【法】 産業廃棄物処理計画書 (様式第二号の八)
(2) 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者 特別管理産業廃棄物の発生量が50 t以上である事業所を設置している事業者	【法】 特別管理産業廃棄物処理計画書 (様式第二号の十三)
(3) 産業廃棄物の準多量排出事業者 産業廃棄物の発生量が500 t以上1,000 t未満である事業所を設置している事業者	【条例】 産業廃棄物処理計画書 (様式第1号)
(4) 前年度に産業廃棄物の多量排出事業者による処理計画書を提出した事業者	【法】 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (様式第二号の九)
(5) 前年度に特別管理産業廃棄物の多量排出事業者による処理計画書を提出した事業者	【法】 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (様式第二号の十四)
(6) 前年度に産業廃棄物の準多量排出事業者による処理計画書を提出した事業者	【条例】 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (様式第2号)

3 提出期限

毎年6月30日まで

4 提出方法

紙媒体または電子申請・届出サービスによりご提出ください。

令和8年度から電子メールによる提出は受け付けておりませんのでご注意ください。

(1) 【紙媒体】で提出

当該様式に必要な事項を記入のうえ、郵送または持参によりご提出ください。

提出部数は正副2部です。なお、受付印を押印した控えの返送を希望される場合は、3部と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

(2) 【岩手県電子申請・届出サービス】を利用して提出（令和8年4月1日から申込可能）

岩手県公式ホームページ内「岩手県電子申請・届出サービス」から「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出」を選択のうえ、必要事項を入力した様式の Excel データまたは PDF データを添付してお申し込みください。

■ 岩手県公式ホームページ内「岩手県電子申請・届出サービス」

https://apply.e-tumo.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_initDisplay

5 様式の入手方法

様式や記載例は、以下の岩手県公式ホームページからダウンロードすることができます。

6 多量排出事業者による計画書・実施状況報告書

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/sanpai/1072089/1072094/index.html>

6 提出先

事業所所在地の市町村を管轄する県の公所（出先機関等）に提出してください。その際「岩手県内（盛岡市を除く）」と「盛岡市内」で別々に排出量を算出し、盛岡市内については盛岡市役所廃棄物対策課(※)に提出してください。なお、建設業の方は、下表を参考に排出量を算出しご提出ください。

建設会社Aの支店と管理作業所別の発生量

	支店名称	岩手北支店	岩手南支店	青森支店	宮城支店	建設会社Aの合計
	作業所の所在地					
発生量	岩手県（盛岡市以外）	①1,100t	③600t	⑤500t	⑦0t	⑨2,200t
	盛岡市	②700t	④100t	⑥100t	⑧1,100t	⑩2,000t
	岩手県全域での合計	⑪1,800t	⑫700t	⑬600t	⑭1,100t	4,200t

1 岩手北支店が管理する岩手県（盛岡市以外）内の作業所における発生量は1,100t、盛岡市の作業所における発生量は700tですから、岩手北支店は岩手県に多量排出者の計画書・報告書、盛岡市に準多量排出者の計画書・報告書を提出する必要があります。

2 岩手南支店が管理する岩手県内の作業所から600tの廃棄物が発生しているため、岩手県に準多量排出者の計画書・報告書を提出する必要があります。

3 青森支店も上記2と同様に岩手県に準多量排出者の計画書・報告書を提出する必要があります。

4 宮城支店の管理する岩手県内の作業所からは廃棄物が発生していませんが、盛岡市内の作業所で1,100t発生しているため、多量排出者の計画書・報告書を盛岡市に提出する必要があります。

【提出・問合せ先】

公所（出先機関）	管轄市町村	問い合わせ先
盛岡広域振興局保健福祉環境部 （盛岡市内丸 11-1）	八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・ 紫波町・矢巾町	019-629-6563
県南広域振興局保健福祉環境部 （奥州市水沢大手町 5-5）	奥州市・金ヶ崎町	0197-48-2422
花巻保健福祉環境センター （花巻市花城町 1-41）	花巻市・北上市・遠野市・西和賀町	0198-41-5405
一関保健福祉環境センター （一関市竹山町 7-5）	一関市・平泉町	0191-26-1412
沿岸広域振興局保健福祉環境部 （釜石市新町 6-50）	釜石市・大槌町	0193-27-5538
大船渡保健福祉環境センター （大船渡市猪川町字前田 6-1）	大船渡市・陸前高田市・住田町	0192-22-9814
宮古保健福祉環境センター （宮古市五月町 1-20）	宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村	0193-64-2218
県北広域振興局保健福祉環境部 （久慈市八日町 1-1）	久慈市・普代村・野田村・洋野町	0194-66-9681
二戸保健福祉環境センター （二戸市石切所字荷渡 6-3）	二戸市・軽米町・九戸村・一戸町	0195-23-9219
岩手県庁資源循環推進課 （盛岡市内丸 10-1）	県外事業者	019-629-5368

※盛岡市役所廃棄物対策課（盛岡市若園町 2-18 電話 019-626-3755）への提出方法等の詳細は、盛岡市役所のホームページ（<https://www.city.morioka.iwate.jp/>）をご確認ください。

7 留意事項

- 計画書及び報告書への社印・代表者印等の押印は不要です。
- 提出された計画書及び報告書は、法及び条例によってインターネットの利用により公表することとされていますので、あらかじめご了承ください。そのため、押印や個人情報（代表取締役など氏名が公表されている方以外の氏名や連絡先等）の記載がないことを十分にご確認ください。
- 岩手県電子申請・届出サービスを利用して報告する場合は、別紙の操作方法をご参照のうえご報告願います。
- 岩手県電子申請・届出サービスを利用して報告された場合は、申込を行った時点で「受付完了」となります。記載内容の確認・修正等があった場合のみ担当から連絡します。
- 岩手県電子申請・届出サービスを利用して報告された場合は、控えの返送は行いません。受付印を押印した控えが必要な方は、必ず紙媒体でご提出ください。

8 記入上の注意

- 計画書及び報告書を作成する際には、記載例をご参照ください。
- 工事の受注状況等により、各年度の排出量が1,000 tを超えたり下回ったりする場合の提出については次ページの表をご参照ください。
- 排出量は、岩手県内（盛岡市を除く）と盛岡市で分けて算出し、それぞれ多量・準多量排出事業者に該当するか否かをご判断のうえ、計画書を提出してください。

〔参考〕毎年度の発生量と提出する計画書・報告書

1. 岩手県(盛岡市以外)、盛岡市のそれぞれについて、下記のケースに該当する事業所・支店等があるか確認してください。
 - 岩手県(盛岡市以外)内にあり、盛岡市内にはない。⇒県知事へ提出。
 - 盛岡市内にあり、岩手県(盛岡市以外)内にはない。⇒盛岡市長へ提出。
 - 岩手県(盛岡市以外)内、盛岡市内の両方にある。⇒県知事、盛岡市長へ、該当分をそれぞれ提出。
2. 建設業の場合は、行政区区域内の作業所(現場)を管理している支店等の単位で集計し、下記のケースに該当する場合は、上記1に沿って提出してください。
【建設業A社の支店と管理作業所別の排出量】を参照のこと。

注)「行政区域」とは、岩手県(盛岡市以外)及び盛岡市

対象	ケース	前年度		当該年度		翌年度		翌々年度	
		発生量	計画/報告	発生量	計画/報告	発生量	計画/報告	発生量	計画/報告
処理計画等の対象	【ケース1】 1つの行政区域の廃棄物発生量 ◆継続して500トン以上の事業所・支店等	500t以上	◆処理計画(多量/準多量)	500t以上	◆処理計画(多量/準多量)	500t以上	◆処理計画(多量/準多量)	500t以上	◆処理計画(多量/準多量)
		◆実施状況報告(多量/準多量)	◆実施状況報告(多量/準多量)	◆実施状況報告(多量/準多量)	◆実施状況報告(多量/準多量)	◆実施状況報告(多量/準多量)			
		例1)	1,200t	900t	1,100t	1,300t			
		例2)	800t	1,100t	700t	600t			
		◆処理計画(多量)	□処理計画(準多量)	◆処理計画(多量)	○実施状況報告(準多量)	◆処理計画(多量)	○実施状況報告(準多量)		
		○実施状況報告(準多量)	○実施状況報告(準多量)	○実施状況報告(準多量)	○実施状況報告(準多量)				
	【ケース2】 1つの行政区域の廃棄物発生量 ◆2年度間500トン以上 ◆その他の年度は500トン未満の事業所・支店等	500t以上	500t以上	500t未満	500t未満				
		◆処理計画(多量/準多量)	◆処理計画(多量/準多量)	◆処理計画(多量/準多量)	◆実施状況報告(多量/準多量)				
		例1)	800t	1,200t	400t	300t			
		例2)	700t	600t	400t	300t			
		□処理計画(準多量)	◆処理計画(多量)	○実施状況報告(準多量)	◆実施状況報告(多量)				
		○実施状況報告(準多量)	○実施状況報告(準多量)	○実施状況報告(準多量)	○実施状況報告(準多量)				
【ケース3】 1つの行政区域の廃棄物発生量 ◆ある1年度のみ500トン以上 ◆その他の年度は500トン未満の事業所・支店等	500t未満	500t以上	500t未満	500t未満					
	◆処理計画(多量/準多量)	◆処理計画(多量/準多量)	◆処理計画(多量/準多量)	◆実施状況報告(多量/準多量)					
	例1)	400t	1,200t	400t	300t				
	例2)	400t	600t	400t	300t				
	◆処理計画(多量)	◆処理計画(多量)	◆処理計画(多量)	◆実施状況報告(多量)					
	○実施状況報告(準多量)	○実施状況報告(準多量)	○実施状況報告(準多量)	○実施状況報告(準多量)					
対象外	【ケース4】 1つの行政区域の廃棄物発生量 ◆毎年度500トン未満の事業所・支店等	500t未満	500t未満	500t未満	500t未満				
		500t未満	500t未満	500t未満	500t未満				

注)「行政区域」とは、盛岡市および盛岡市以外の岩手県内